

広島県告示第七百二十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年九月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
南隠渡二丁目地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
呉市		音戸町南隠渡二丁目						一七三四番 一七三五番 一七三八番		標柱一号	
		音戸町南隠渡三丁目						一七五八番一 一七五七番一		標柱二号 標柱三号及び四号	
		音戸町南隠渡二丁目						一七五六番一		標柱五号、六号、七号及び八号	
								一七五一番二地先 市道敷		標柱九号	